

長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託

プロポーザル公募要領

令和7年5月26日

長良川流域観光推進協議会

長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託 プロポーザル公募要領

長良川上・中流域4市（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）では、流域を1つの観光エリアとして、周遊・滞在する観光地づくりを目指し、長良川流域観光推進協議会を組織し、流域ならではの自然、伝統文化を生かした本物志向の体験コンテンツの造成や、情報発信を進めている。本事業では、令和6年度に策定した長良川流域ブランディング戦略（以下、ブランディング戦略）を基に、欧米豪のうち特に米国の個人旅行客をメインターゲットにおきつつ、ブランディング戦略のブラッシュアップを行うとともに、流域を1つのエリアととらえた誘客プロモーションを実施することを目的とした、「長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 業務名

長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託

2 業務内容

別添「長良川流域ブランディング戦略ブラッシュアップ・プロモーション実施業務委託」のとおり（以下「仕様書」という）

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託費の上限

6,611,561円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)とし、下記(1)～(8)の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (4) プロポーザル評価会時点で、長良川流域観光推進協議会(以下「協議会」という。)の構成市及び県(※)のいずれかの入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
 - ※構成市町及び県(岐阜市・関市・美濃市・郡上市、岐阜県)
- (5) 構成市及び県の製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、参加申込受付期限日から審査会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

別添の仕様書及び「長良川流域ブランディング戦略」を熟読のうえ、それらに基づ

いて、以下の項目について事業の企画を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本産業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（１）事業の実施計画

ブランディング戦略に基づき、米国の個人旅行者をメインターゲットにおきつつ、事業の効果的な推進に必要と考えられる場合は、委託費の上限額の範囲内で欧米豪内の別の国をサブターゲットに設定し、ブランディング戦略のブラッシュアップを行うとともに、**流域を1つのエリアととらえた誘客プロモーションを実施し、**周遊・滞在する観光地づくりにつなげるため以下の実施計画を提出すること。

ア 企画提案

（ア）ブランディング戦略ブラッシュアップのためのファムトリップの企画・実施

- ・仕様書内「3 業務内容」（１）①をふまえ、具体的に記載してください。
- ・招聘候補者を4名程度その選定理由とともに提案すること。なお、実際に招聘が可能な者で、ブランディングの各事業に効果的かつ積極的に関わることができる者を提案してください。
- ・想定する行程案を記載すること。

（イ）アイキャッチ（ロゴ）の作成及びタグライン、キャッチフレーズのブラッシュアップ

- ・ターゲット目線での魅力的かつ効果的なアイキャッチの作成、タグライン、キャッチフレーズのブラッシュアップをするための計画を記載すること。その際、（ア）のファムトリップとの連動を念頭において計画すること。
- ・アイキャッチ（ロゴ）のデザインサンプル及びタグライン・キャッチフレーズのブラッシュアップ素案について1案以上示すこと。
※サンプル及び素案は提案能力を評価するために活用し、契約後のロゴ制作等については、仕様書内「3 業務内容」（１）①の結果も踏まえ、協議会事務局と十分協議のうえ進めるものとする。
- ・過去5年以内に同様の業務請負実績がある場合はその内容について簡潔に記載すること。

（ウ）モデルルートの策定

- ・モデルルートのテーマを設定し、ルート名称を1案以上提案すること。
- ・モデルルートのルート案を1案以上提案すること。

（エ）SNSを活用した情報発信

- ・仕様書内「3 業務内容」（２）①をふまえ、企画内容案について具体的に記載してください。

- ・SNS発信者の招聘は、ターゲットに即した具体的な招聘候補者を複数名提案すること。その際には、発信に利用した写真、動画などは協議会構成員がその他プロモーションに利用可能な状態（著作権処理、利用許諾取付等）で協議会へ納品することを念頭に選定すること。ただし、著しく発信効果が高いと見込まれる者を招聘する場合はこの限りではない。その場合は、写真・動画素材の収集をどのように行う方針か明確にすること。
- ・企画内容に、長良川流域に係るLP (<https://visitgifu.com/nagaragawa/>)へ流入させるための計画を盛り込むこと。
- ・目標として想定する具体的な投稿数、リアクション数等を記載すること。また、それを実現するためのプラン（発信の効果を検証・分析する方針・体制を含む）を提示すること。

（オ）海外旅行会社向け商談用プレゼン資料の作成

- ・海外旅行会社等が必要とする情報を具備し、かつ流域全体として魅力的に映る、構成・掲載内容に関する提案を行うこと。
- ・過去5年以内に同様の業務請負実績がある場合はその内容について簡潔に記載すること。（成果物のコピーがある場合は任意で提出）

イ 上記に係るスケジュールに関する提案

ウ その他事業運営に係る事項の提案（任意）

（２）業務実施体制（管理・監督・連絡体制ほか）

- ア 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）
- イ 事業の実施体制（事業実施責任者の知識・経験・資格等含む）
- ウ 事業費の妥当性

３ 応募の手続き等

（１）スケジュール

- ア 公募要領等の公開・配布 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）正午まで
- イ 公募要領等に関する質問受付 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）正午まで
- ウ 参加申込受付 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）正午必着
- エ 企画提案書受付 令和7年5月26日（月）～6月20日（金）正午必着
- オ プロポーザル評価会議 令和7年6月26日（木）（予定）
- カ 結果の公表 評価会実施後10日以内

（２）公募要領等の公表・配布

ア 配布期間 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）

午前8時30分～午後5時（土日を除く。最終日は正午まで）

イ 配布場所

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/395747.html>

※ホームページからのダウンロードが困難である場合は以下で配布します。

長良川流域観光推進協議会事務局

（岐阜県観光文化スポーツ部観光資源活用課内）

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階

※入庁には手続きが必要です。県ホームページの入庁フローをご参考ください。

※郵送での配布は行いません。

（３）公募要領等に関する質問受付

ア 受付期間 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）正午まで

イ 提出方法

質問は（別紙１）の様式により、「ウ 提出先」記載の電子メール宛てにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

＊電子メールの件名に「【質問】長良川流域ブランディング戦略推進事業委託業務」と記載して送信してください。

＊提出後は、下記提出先に確認の電話をして下さい。

＊説明会は開催しません。

ウ 提出先

長良川流域観光推進協議会事務局

岐阜県観光文化スポーツ部観光資源活用課内

TEL 058-272-1111（内線 3933）

FAX 058-278-2674

E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時岐阜県ホームページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/395747.html>

(4) 参加申込受付

ア 受付期間 令和7年5月26日(月)～6月6日(金) 正午必着

イ 提出書類

参加申込書(別紙2)

ウ 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、協議会事務局(岐阜県観光資源活用課内)まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで**(最終日は正午まで)**とします。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書受付

ア 受付期間 令和7年5月26日(月)～6月20日(金) 正午必着

イ 提出書類

(ア) 企画提案書(様式1)

(イ) 見積書(任意様式)

※代表者印を押印の上、「長良川流域観光推進協議会 会長 葛西信三」あてとしたもの

※単価の積み上げにより積算を行うこと

(ウ) 法人等概要書(様式2)

ウ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

エ 提出方法

協議会事務局(岐阜県観光資源活用課内)あてに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで**(最終日は正午まで)**とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) 参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

(ア) 審査会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(イ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(ウ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

(オ) 公募要領に反すると認められる場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

エ 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

受付期間後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙 3）を協議会事務局（岐阜県観光資源活用課内）に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わ

らず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

- イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。
- ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）
- エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 提案評価に関する事項

1 評価方法

評価は、協議会が別に定める構成員により組織された「長良川流域ブランディング戦略推進事業委託業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

開催日時：令和7年6月26日（木）（予定）

開催場所：岐阜県庁内会議室（予定）

企画提案の所要時間（予定）

- | | |
|------------|--------|
| ・プレゼンテーション | 15分間以内 |
| ・質疑応答 | 10分間程度 |

注意事項：

- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

① 最優秀提案者の名称及び評価点

② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点（得点順）

※価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者以上の場合は公表しない。

④ 最優秀提案者の選定理由

⑤ 評価会議構成員の氏名

⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約についての留意事項

契約方法

選定した最優秀提案者と協議会事務局（岐阜県観光資源活用課）が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する必要があります。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

協議会事務局（岐阜県観光資源活用課）は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

協議会事務局（岐阜県観光資源活用課）は契約の取消しができることとします。この場合、協議会事務局（岐阜県観光資源活用課）に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ

際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

長良川流域観光推進協議会事務局
岐阜県観光文化スポーツ部観光資源活用課内
TEL 058-272-1111（内線 3933）
FAX 058-278-2674
E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp